

日本政策金融公庫・国民生活事業（生活衛生貸付）貸付利率表更新

（平成31年1月17日改定 年利：％）

融 資 の 種 類		利 率 5年以内～19年超20年以内	
一 般 貸 付		設備資金のみ（非組合員の設備資金など）	
		1. 16～2. 75％	
振興事業貸付 （組合員のみが利用できる）	設備資金	特定設備（※1）	0. 30～1. 65％
		特定設備以外	1. 16～2. 55％
	運転資金	振興計画に従って営業を営むのに必要な資金（※1）	1. 16～2. 26％
		標準営業約款（Sマーク）登録営業者にかかると、事業承継運転資金	0. 76～1. 86％
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（無担保・無保証）※2		1. 11％	
生活衛生セーフティーネット貸付（業況が悪化している方）		1. 16～2. 06％ ※条件によっては更に特利あり	

注）特別利率適用「特定設備」＝ 店舗（内外装、新築、増改築、買取、敷金、保証金）、受動喫煙防止設備、美容椅子（オートシャンプー含む）、エアコン、循環式同時給湯設備、毛髪・頭皮関連機器、洗髪ユニット、店舗標識灯、集塵・掃除機、音響設備、防犯設備（防犯シャッター、防犯金庫、異常通報警備システムなど）、洗濯・脱水・乾燥機、待合室用いす・テーブル、顧客用ロッカー、ワゴン式ヘアーセット、セットミラー、駐車場設備、情報近代化設備（コンピューターなど）、フェイシャル機器、全自動手指洗浄消毒器、AED など

※1 美容組合から（注）一定の会計書類を準備していることの確認を受け、「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」を策定し美容組合の検証を受けると、設備資金及び運転資金について、通常適用される利率より 更に0. 15％低い利率でご利用いただけます。

開業資金も、開業後組合に加入することを条件に振興事業貸付を利用していただけます。

◇一定の会計書類とは：青色申告書（税務署の收受印のあるもの）、開業予定者は創業計画書、白色申告者は白色申告書（必要に応じて帳簿類）、決算実績のない方については経営実績に基づき作成された創業計画書など経営実績がわかるもの（必要に応じて帳簿類）（試算表・収支内訳表・現金出納帳等）

※2 県から経営特別相談員を委嘱されている組合員、または生活衛生営業指導センターの経営相談員に、6ヶ月以上経営や財務についての指導を受けた方が利用できます。（経営の状態や返済計画を美容組合が審査します）

◎ 振興事業貸付を利用された後、組合を脱退されると、適用利率が基準利率に変更されます。

◎ 第三者の保証人は原則として徴求しないことになりました。

◎ 初めて美容室を開業する方も、組合加入を前提に振興事業貸付を利用することができます。創業資金の10分の1以上の自己資金が確認できるなど一定の条件により、3,000万円（その内、運転1,500万円まで）無担保・無保証の新創業融資制度もあります。